

有限会社 ホットケアセンター  
看多機ほっとの家・港町  
看多機ほっとの家・熱田  
(看護小規模多機能型居宅介護)  
重要事項説明書・利用契約書  
個人情報利用に関する説明及び同意書

契約締結日 令和 年 月 日

契約者 様

# 重要事項説明書

## 1 事業者

名称	有限会社ホットケアセンター
代表者	山根 優子
所在地	島根県浜田市熱田町705番地1
電話番号	0855-25-5400
会社設立年月日	平成16年12月20日
併設事業所	介護屋さんほっと・介護プランほっと・訪問看護ステーションほっと ほっとリハ

## 2 概要

### ●看多機ほっとの家・港町

事業所名称	看多機ほっとの家・港町
管理者	佐々木 広美
開設年月日	令和6年5月9日
事業所番号	3290700123
所在地	浜田市港町199番地1
電話番号	0855-25-5008
敷地概要・面積	敷地面積：6,727㎡
建物概要	構造：鉄骨造 延面積：717.24㎡

### 主な設備

宿泊室	9室（個室9.5～11.9㎡）
食堂、居室、訓練室	共用
トイレ	3箇所（内1ヶ所多目的トイレ）
浴室	2箇所（個浴浴槽1、機械浴1）
台所	1箇所

### ●看多機ほっとの家・熱田(サテライト事業所)

事業所名称	看多機ほっとの家・熱田
管理者	佐々木 広美
開設年月日	平成25年5月20日
事業所番号	3290700123
所在地	浜田市熱田町705番地1
電話番号	0855-25-5220
敷地概要・面積	敷地面積：2117.10㎡
建物概要	構造：鉄骨造 延面積：322.0㎡

### 主な設備

宿泊室	6室（休養室(個室)3室 個室8.5～12㎡）
食堂、居室、訓練室	共用
トイレ	3箇所（内1ヶ所多目的トイレ）
浴室	2箇所（個浴浴槽2、機械浴1）
台所	1箇所

#### 4 事業所の目的と運営方針

事業の目的	有限会社ホットケアセンターが設置経営する看多機ほっとの家・港町、看多機ほっとの家・熱田（以下事業所という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的としています。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供します。</li> <li>2 サービスの提供にあつては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助をします。</li> <li>3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせる概ね週4回以上をめざします。</li> <li>4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。</li> <li>5 看護サービスの提供に当つては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。</li> <li>6 利用者の1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮します。</li> <li>7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療福祉サービス等との密接な連携に努めます。</li> </ol>

#### 5 事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365日 営業時間 24時間（緊急対応含む）		
サービス提供時間	基本時間 通い 9:00～16:00（利用者又は家族の都合により時間短縮、延長可能） 泊まり 16:00～9:00 訪問 随時		
通常の実施地域	旧浜田市		
定員	登録定員	通いサービス(1日)	宿泊サービス(1日)
看多機ほっとの家・港町	29名	18名以下	9名以下
看多機ほっとの家・熱田	18名	12名以下	6名以下

\*サテライト事業所において宿泊サービスの定員を超えて利用が必要となった場合、本体事業所の居室が空いている場合は利用できます。

\*24時間緊急対応体制をとっています。

#### 6 職員勤務の体制

（令和6年5月現在）

職種	常勤	非常勤	職務内容	保有資格
管理者	1名（兼務）		事業内容の調整、苦情対応	看護師
計画作成者	1名以上（兼務）		サービスの調整、相談業務	サービス作成担当者研修修了者、介護支援専門員
看護職員	2.5名以上（兼務）	1名以上	看護業務、訪問看護	看護師、准看護師
介護職員	7名以上	1名以上	日常生活介護、訪問介護、調理	介護福祉士、初任者研修修了者、調理師

事務	1名(兼務)		事務業務・日常生活介護	無
----	--------	--	-------------	---

## 7 サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェックや食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練及び医療的ケア、処置などを提供いたします。食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、提供いたします。送迎については、利用者の状態により委託契約している介護タクシーまたはほっとの家職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴援助、排泄援助、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。
	介護	食事や入浴・排泄援助、買い物・掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		居室に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や医療的ケア等を提供いたします。
食事提供時間		朝食：8時 昼食：12時 夕食：18時 食事時間は個々の身体状況、希望等に合わせて柔軟に対応いたします。

## 8 サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し相談の上、個別サービス計画書を作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

## 9 利用料金

[介護保険の場合]

### (1) 保険給付サービス

#### ①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の1割又は2割、3割のご負担となります。1ヶ月の定額制となります。

#### ②利用者の状態及び提供サービスの内容、事業所体制等により各種加算が異なります。

#### ③月の途中で要介護度が変更になった場合

要介護度が変更になった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

#### ④月途中より登録、終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、利用された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日

### (2) 1月あたりの利用料

#### ●同一建物居住者以外の方に対して行う場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	12,447円	17,415円	24,481円	27,766円	31,408円

#### ●同一建物居住者に対して行う場合

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担 (1割の場合)	11,214円	15,691円	22,057円	25,017円	28,298円

## (3) 加算について

加算名	加算内容	1 割負担の場合
①中山間地域加算	国が指定する中山間地域への訪問	基本利用料の5%
②初期加算	登録日から起算して30日以内の期間について算定 30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様	30円/日
③認知症加算(Ⅱ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上 他	890円/月
認知症加算(Ⅲ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上	760円/月
認知症加算(Ⅳ)	要介護状態区分が要介護Ⅱである者であって認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当	460円/月
④サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	常勤職員の占める割合が全体60%以上 従業者ごとに研修計画を作成し実施または予定がある 従事者の技術指導を目的とした会議を定期的開催している	350円/月
⑤訪問体制強化加算	訪問サービスの提供回数が1月あたり200回以上	1,000円/月
⑥緊急時対応加算	24時間連絡体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合	774円/月
⑦特別管理加算	(Ⅰ)在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に計画的な管理を行った場合 (Ⅱ)在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥創の状態である利用者に計画的な管理を行った場合	(Ⅰ)500円/月 又は (Ⅱ)250円/月
⑧看護体制強化加算(Ⅰ)	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている ※ターミナル件数等の条件による	3,000円/月
看護体制強化加算(Ⅱ)	利用者の重度化を踏まえた看護体制をとっている	2,500円/月
⑨総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対する加算 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修等を実施している	1,200円/月
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対する加算	800円/月
⑩ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,500円
⑪口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	従業者が利用開始及び利用中6月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供している	20円/回 *6月に1回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を担当介護支援専門員に提供している	5円/回 *6月に1回を限度
⑫口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能の訓練の指導・実施 *(Ⅰ)と(Ⅱ)の同時算定不可	150円/回 *月2回を限度
口腔機能向上加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提供し、有効な実施の為の情報を活用している	160円/回 *月2回を限度
⑬褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し計画を作成、継続的に管理を行っている	3円/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあると評価されたが、当該褥瘡が治癒する	13円/月
⑭排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつに介護を要する原因を分析し支援計画を作成し、継続して支援を実施している	10円/月

排せつ支援加(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加え、排尿、排便状態の改善又はおむつ使用なしに改善する場合	15円/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	(Ⅰ)の要件に加え、排尿、排便状態の改善かつ、おむつ使用なしに改善する場合	20円/月
⑮科学的介護推進体制加算	ADL、栄養、口腔、嚥下、認知症に関わる情報をCHASEに提供、フィードバックを受け、ケアの質の向上の取り組みを行っている	40円/月
⑯退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	600円/回(厚生労働大臣の定める状態は2回加算可)
⑰介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	算定要件を満たした上で、介護業務に直接従事する職員(介護職員)の安定的な処遇改善を目的とした加算	13.4%

※④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑰については、区分支給限度額対象外となります。

※その他の利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

※国の定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、事業者の料金体系は厚生労働省の定めに基づき準拠するものとします。

### 【短期利用】

短期利用時の要件(登録者以外)

- ・ほととの家の宿泊室に空きがあり、登録定員が満たない場合であって、緊急やむを得ない場合。
- ・利用者の状態や利用者の家族の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合。
- ・利用の開始にあたり、あらかじめ7日以内。利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内の利用が可能です。

#### (4) 短期利用時の料金(1日あたりの利用料)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者負担(1割の場合)	571円	638円	706円	773円	839円

#### (5) 加算について

加算名	加算内容	1割負担の場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	研修等を実施しており、かつ従業者の総数のうち常勤職員の占める割合が60%以上占めている	12円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動があり、緊急の短期利用が適当であると医師が判断し、サービスを利用した場合の加算	200円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1日あたりのサービス利用料とサービス提供体制強化加算Ⅲ、認知症行動・心理症状緊急対応加算の合算に加算	13.4%

### 【医療保険の場合：訪問看護療養費】

医師の指示に基づき、週3回までは健康保険法が適用されます。ただし、厚生労働大臣の定める疾患や病状に該当する場合、又は急性増悪等により医師から特別訪問看護指示書が交付された場合は、訪問回数の制限はありません。

訪問看護療養費				1割負担の場合
訪問看護基本療養費	訪問看護基本療養費(Ⅰ)			
	イ 看護師、作業療法士等	週3日まで	1日あたり	555円
		週4日目以降	1日あたり	655円
	ロ 准看護師	週3日まで	1日あたり	505円
		週4日目以降	1日あたり	605円

	訪問看護基本療養費（Ⅲ）（入院中一時的外泊）			850円	
	難病等複数回訪問加算(週4回以上の訪問を算定できる方)	1日2回目の訪問		450円	
		1日3回目の訪問		800円	
	緊急時訪問看護加算		1日あたり	265円	
	長時間訪問看護加算(特別指示、特別管理加算対象の方で90分を超える場合)	週1回まで	1回あたり	520円	
	夜間・早朝加算 (18:00~22:00、6:00~8:00)		1回あたり	210円	
	深夜加算(22:00~6:00)		1回あたり	420円	
	複数名訪問看護加算				
	イ 看護師、作業療法士等と訪問	週1回まで	1回あたり	450円	
	ロ 准看護師と訪問	週1回まで	1回あたり	380円	
	ハ 看護補助者と訪問(別に厚生労働省が定める場合を除く)	週3回まで	1回あたり	300円	
	ニ 看護補助者の場合(別に厚生労働省が定める場合に限る)	1回/日		300円	
		2回/日		600円	
		3回/日以上		1,000円	
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費	月の初日	1日あたり	767円	
		2日目以降	1日あたり	250円	
	24時間対応体制加算(ご利用者様及びその家族様等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急訪問を行える場合に算定)			1月あたり	680円
	特別管理加算(胃瘻、気管切開、留置カテーテル、酸素等の特別な管理が必要な利用者に対して)	I(重症度高い)		1月あたり	500円
		II		1月あたり	250円
	退院時共同指導加算(退院(所)にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回訪問時に算定)	1~2回		1回あたり	800円
	特別管理指導加算 (特別な管理が必要で、退院時共同指導を行った場合)			1回あたり	200円
	退院支援指導加算(退院した当日の訪問看護)	退院日		1回あたり	600円
	在宅患者連携指導加算(月2回以上、医療関係職種間で情報交換し利用者又はその家族に指導等行った場合)	必要時		月1回まで	300円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(医療関係職種間でカンファレンスと療養上必要な指導を行った場合)	必要時		月2回まで	200円
訪問看護情報提供療養費1 (保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合) 訪問看護情報提供療養費3 (保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合)	必要時		1月あたり	150円	
ターミナルケア療養費	死亡月		1回のみ	2,500円	

※厚生労働大臣が定める疾患

① 末期の悪性腫瘍

② 別に厚生労働大臣が定める疾病等

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊椎小脳変性症、

ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核

変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳委縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態の方

[精神科訪問看護（医療保険）の場合]

●医師の指示（精神科訪問看護指示書）に基づき、健康保険法が適用されます。（※但し、認知症の場合を除く）

●訪問回数は週3回を限度とします。

※但し、退院後3ヶ月以内の期間は週5日を限度。精神科特別訪問看護指示書の交付期間（急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある場合や、自宅で点滴注射等を受ける場合）は訪問回数の制限はありません。

訪問看護療養費				1割負担の場合
精神科訪問看護基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）			
	看護師、作業療法士等（30分以上の場合）	週3日まで	1日あたり	555円
		週4日目以降	1日あたり	655円
	看護師、作業療法士等（30分未満の場合）	週3日まで	1日あたり	425円
		週4日目以降	1日あたり	510円
	訪問看護管理療養費	月の初め	1日あたり	744円
		2日目以降	1日あたり	300円
	緊急時訪問看護加算		1日あたり	265円
	長時間訪問看護加算 （特別指示、特別管理加算対象の方で90分を超える場合）	週1回まで	1回あたり	520円
	夜間・早朝加算 （18:00～22:00、6:00～8:00）		1回あたり	210円
	深夜加算（22:00～6:00）		1回あたり	420円
	複数名訪問看護加算			
	イ 看護師、作業療法士等の場合		1回あたり	450円
ロ 准看護師の場合		1回あたり	380円	
ハ 看護補助者の場合	週1回まで	1回あたり	300円	

※訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、ターミナルケア療養費については、医療保険と同様になります。

減算について

(1)過少サービスの減算

(2)医療保険の訪問看護利用時の減算

	医療保険での訪問看護が対象となる疾病の方(1割負担の場合)	特別指示書で医療保険の訪問看護を行う場合(1割負担の場合)
介護度	減算金額(1月あたり)	減算金額(1日あたり)
要介護1～3	-925円	-30円
要介護4	-1,850円	-60円
要介護5	-2,914円	-95円

[保険外サービス利用料]

食 費	朝食 300円 昼食 750円 夕食 650円	
おむつ代 衛生材料	実費	
宿泊費	1泊 2,100円	
貸出機器	吸引器、吸入器、サーチレーション：1,500円/月 点滴スタンド：700円/月 酸素濃縮器：1,100円/月	
レクリエーション、 クラブ活動費	利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。*特別な材料代等の実費	
医療費	診察、薬など実費	
ご遺体のケア	平日 8:30~17:30	15,000円
	平日 17:30~22:00、5:00~8:30 及び土、日、12/31~1/2	17,500円
	深夜 22:00~5:00	20,000円
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常実施地域外への訪問等の場合、旧浜田市を超えたところから利用者宅間を1kmあたり50円。</li> <li>・入退院時のタクシー利用及びご利用者様の状態に応じてストレッチャーを使用する場合はタクシー会社に直接支払いとなります。</li> </ul>	

[利用料の支払い方法]

指定口座引き落とし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局 総合口座</li> <li>・山陰合同銀行 総合口座</li> <li>・日本海信用金庫 総合口座</li> <li>・島根県農協共同組合 総合口座</li> <li>・島根銀行 総合口座</li> </ul> <p>払込日 毎月15日（自動引き落としの契約をしていただきます）</p> <p style="text-align: right;">※手数料事業所負担</p>
振込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便局総合口座 訪問看護ステーションほっと 記号：15350 番号：14299401</li> <li>・山陰合同銀行 浜田支店 有限会社ホットケアセンター (普) 3615931</li> <li>・日本海信用金庫 東支店 有限会社ホットケアセンター (普) 0239510</li> <li>・島根県農業協同組合 浜田支店 有限会社ホットケアセンター 介護屋さん ほっと 店舗番号：7708-731 番号：0020819</li> <li>・島根銀行 浜田支店 有限会社ホットケアセンター (普) 0325882</li> </ul> <p style="text-align: right;">※手数料利用者負担</p>
現金集金	期限までに利用料の支払いがされていない場合、又やむを得ない特別な事情がある場合は、現金を集金します。
請求書の送付	事業者は、利用者又は家族に対しサービス提供月の末日に利用料請求書を作成し、持参又は送付します。利用者は翌々月15日までに支払うものとし、但し、土・日・祝祭日の場合15日以降となります。
領収書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

## 10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画にそって対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年2回は実施します。その内、年1回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	佐々木 広美
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器、非常放送設備

## 11 事故、緊急時の対応

- (1) サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に連絡いたします。

## 12 協力医療機関

彌重内科眼科医院	所在地 浜田市高田町17 電話 0855-22-1527
ながの歯科医院	所在地 浜田市熱田町796-4 電話 0855-27-0585

## 13 苦情及び要望

- (1) 提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。
- (2) 苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者 管理者 佐々木 広美 電話 0855-25-5008
----------	-----------------------------------

## 行政機関

行政機関名	電話番号	受付時間
浜田地区広域行政組合	0855-25-1520	8:30~17:15
浜田市包括支援センター	0855-22-3900	8:30~17:15
島根県運営適正化委員	0852-32-5913	8:30~17:00
島根県国民健康保険団体連合会	0852-21-2811	9:00~17:00

## 14 運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員・児童委員 地域住民代表者 浜田市職員 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね2ヶ月に1回開催します。

## 15 秘密の保持

- (1) 事業者及び従業者は正当な理由がない限り、利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従業者は事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

## 16 個人情報の取り扱い

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

## 17 身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にのみ身体拘束等を行うものとし、ます。
身体拘束等を行った場合の記録	その態様及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

## 18 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の発生またはその再発を防止するため責任者を設置し、虐待防止のための指針についての整備を行います。</li> <li>・ 虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止の検討等をする委員会を設置し、その結果について従業員に周知徹底します。</li> <li>・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。</li> <li>・ 成年後見制度の利用支援をします。</li> <li>・ 従業者は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。</li> </ul>
------	---

## 19 第三者評価の実施の有無 無

## 20 サービス利用にあたっての留意事項

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、介護負担割合証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

サービス提供の開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項説明を行いました。

事業所・所在地 浜田市港町199番地1 看多機ほとつの家・港町  
 浜田市熱田町705番地1 看多機ほとつの家・熱田

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私（利用者）及び家族は、本書面により、事業者からのサービスについての重要事項説明を受けるとともにサービスの開始について同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族代表 氏名 \_\_\_\_\_ 印 利用者との関係 \_\_\_\_\_

署名代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

# 「看多機ほっとの家・港町」「看多機ほっとの家・熱田」における 個人情報に関する方針

看多機ほっとの家・港町、看多機ほっとの家・熱田（以下「ほっとの家」という）は、個人情報に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護する為に、次の通り個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は、適正な取得に勤め、利用目的を達成する為には、正確・最新の内容を保ちます。
- ② 通常、必要と考えられる個人情報の範囲は、ほっとの家のサービス提供に必要な情報です。個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。  
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、意思表示により変更等の対応を致します。意思表示がない場合には、同意が得られたものとします。  
上記以外で、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめご本人の同意を文書で得ます。ただし、都道府県等外部監査機関などは第三者に該当しないため、文書で同意を得ないことがあります。
- ③ 個人情報の保護に対する照会には、いつでも問い合わせ窓口で対応します。
- ④ 個人情報の確認・訂正・利用停止を求められた場合には、調査の上対応いたします。
- ⑤ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また、雇用契約時に、離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ⑥ 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には、速やかに対処します。
- ⑦ 個人情報の開示を求められた場合は、ほっとの家の情報提供の手続きに従って開示します。

# 個人情報の使用に係る同意書

私（利用者）及び家族は、看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を受けるために必要な私個人およびその家族の情報を必要最低限の範囲で利用することについて同意します。

## 1. 利用期間

サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

## 2. 利用目的

- (1) 利用者に関わるサービス計画書を作成し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、包括支援センター、自治体（保険者）、その他調整のため
- (3) 主治医等の意見を求める必要のある場合
- (4) 事業所内のカンファレンスのため
- (5) その他サービス提供で必要な場合
- (6) 上記各号に関らず、緊急を要する時の連絡の場合

## 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は、サービス提供に関する目的以外に決して利用しない。  
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方について、経過を記録し、請求があれば開示する。

## 4. 肖像権

- (1) 事業所内における行事实施時及び日常風景を撮影した映像・写真（肖像物）の使用について
  - ① 行事記念品として、持参用ポスター作成時の使用
  - ② 各種広報物（ホームページ・フェイスブック・市報紙物・への写真使用  
※各種広報物…市報、ホームページ、フェイスブック、新聞、テレビ 等
- (2) 上記の事について、
  - ①写真・名前の記載を承諾 ②写真のみ記載を承諾 ③名前のみ記載を承諾 ④不可

令和 年 月 日

事業所 看多機ほっとの家・港町  
看多機ほっとの家・熱田

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

家族代表 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

署名代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

# 看多機ほっとの家・港町、看多機ほっとの家・熱田 利用契約書

私(利用者) (以下「契約者」という。)と有限会社ホットケアセンター (以下「事業者」という。)は、契約者が事業者から提供される看護小規模多機能型居宅介護サービス (以下、「サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条 契約の目的

- 1 事業者は、介護保険法等関係法令、健康保険法及びこの契約書に従い利用者に対し、利用者が可能な限り居宅において、心身の機能の維持回復を図り、より健康的で快適な療養生活を営むことができるようサービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

### 第2条 契約期間及び内容変更について

#### 介護保険の場合

- 1 この契約期間は契約締結の日から要介護認定期間の満了日までとします。
- 2 この契約は要介護認定有効期間満了日の変更された場合は、変更後の満了日をもって契約満了とします。
- 3 期間満了日の7日以上前に、契約者から契約終了の申し入れがない場合、本契約は更に同じ条件で自動的に更新されます。
- 4 事業者は、契約者がサービスを解約し、他の居宅サービスを希望される場合は、速やかに希望される居宅介護支援事業所に連絡する等、必要な援助を行います。
- 5 この契約で利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険適用の有無についてはサービス提供票のとおりとします。
- 6 契約者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、変更を拒む正当な理由がない限り、サービス内容の変更をします。

### 第3条 居宅サービス計画及びサービス計画書の決定・変更

- 1 事業者の管理者は、事業者の介護支援専門員に契約者の居宅サービス計画及びサービス計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載したサービス計画書を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及びサービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は、契約者及びその家族等から要請変更がある場合、サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及びサービス計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業所に連絡する等必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及びサービス計画を変更した場合は、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

### 第4条 介護保険給付サービス

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス (以下、「通いサービス」という)、契約者の居宅に訪問して看護、介護等を行うサービス (以下、「訪問サービス」という) 及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス (以下、「宿泊サービス」という) を柔軟に組み合わせ、サービス計画に沿って提供します。

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

### 第5条 サービス料金の支払い

- 1 事業所は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、契約者にかわって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の利用料金を事業者を支払うものとします。
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者を支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて計算します。
- 5 前項の他、契約者は、以下の料金を事業者を支払うものとします。
  - (1) 食費
  - (2) おむつ代
  - (3) 宿泊代
  - (4) その他生活及び特別なレクリエーションに必要な物
  - (5) 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費  
(通常地域外～契約者宅まで 1km50円)
- 6 1～5に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌々月15日までに支払うものとします。

### 第6条 利用の中止、変更、追加

- 1 契約者は、利用期日前においてサービス利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- 2 事業所は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により契約者の希望する日時にサービス提供できない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

### 第7条 利用料金の変更

- 1 第5条第1項、第2項に定めるサービス利用料について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第3章 事業所の義務

### 第8条 事業所及び従業員の義務

- 1 事業所及び従業員は、サービスの提供にあたっては、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業所は、現にサービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取る等必要な対応を講じます。
- 4 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業所は、契約者に対するサービスの提供に関する記録を作成し、それを2年間保管し、契約者又は代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

### 第9条 守秘義務等

- 1 事業所及び職員は、サービスを提供する上で、知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理

由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

- 2 事業所は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

##### 第10条 損害賠償責任

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第11条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

##### 第12条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

#### 第5章 契約の終了

##### 第13条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - (1) 契約者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (4) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は辞退した場合
  - (5) 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合
  - (6) 介護福祉施設に入所した場合
- 2 事業所は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

##### 第14条 契約者からの中途解約

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - (1) 第7条第3項により本契約を解約する場合
  - (2) 契約者が入院し、病院にて死亡した場合

## 第15条 契約者からの契約解除

契約者は、事業所又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業所もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業所もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所もしくは従業者が故意又は過失により契約者又はその家族等の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は不信行為を行なう等などの重要な事由が認められる場合

## 第16条 事業所からの契約解除

事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者が故意に著しく常識を逸脱するハラスメント等の行為をなし、申し入れにも拘わらず改善がなく、サービス提供が困難になった場合（2週間の予告期間あり）
- (3) 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払が2か月以上滞納した場合はこの契約を解除する旨の催告を行う。催告後、定められた1か月以上の期間内にその支払いがない場合
- (4) 契約の終了
  - ・ 契約者又は事業所から解約の意思表示がなされ予告期間が満了した時
  - ・ 契約者がサービス以外の居宅系サービスを利用した場合
  - ・ 契約者が介護保険施設へ入所した場合
  - ・ 契約者が死亡した場合
  - ・ 契約者の要介護状態区分が自立もしくは要支援状態と認定された場合
  - ・ 契約者が事業所の営業上実施地域外へ転出した場合
  - ・ 契約者からのハラスメントにより信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだ場合

## 第17条 清算

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌々月15日までに清算するものとします。

## 第6章 その他

### 第18条 苦情および要望

契約者又は契約者の家族は、提供されたサービスに関する苦情や要望がある場合、苦情・要望を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

### 第19条 契約内容の履行と契約外事項について

- 1 契約者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、契約者及び事業所の協議によって定めます。

### 第20条 合意裁判管轄について

契約者及び事業者は、この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する第一審管轄裁判所とすることとします。

サービス提供の開始に際し、協議の上、署名捺印をもって本契約を締結いたします。

尚、本書は2通作成し、利用者、事業者が各1通を保管するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者) 所在地 浜田市熱田町705番地1  
名称 有限会社ホットケアセンター  
代表取締役 山根 優子 印

(事業所) 看多機ほっとの家・港町  
看多機ほっとの家・熱田

(説明者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

(利用者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(家族代表) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_

(署名代理人) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

利用者との関係 \_\_\_\_\_